

横浜市印鑑条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

横浜市印鑑条例（以下「条例」という。）では、各区役所等で行っている印鑑事務について規定しています。市民の印鑑については、日本人は住民票、また外国人は外国人登録原票の記載に基づき登録を行い、区役所や行政サービスコーナーで印鑑登録証明書を発行しております。

このたび、24 年 7 月に施行される「住民基本台帳法」（住基法）、及び「出入国管理及び難民認定法」（入管法）の一部改正（以下、「法改正」という。）により、外国人登録法及びこれに基づく事務が廃止されるとともに、外国人住民が、日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加わることになります。

この法改正により外国人住民が住民票に記載されることに伴い、条例の改正を行います。

2 主な改正の内容

- (1) 根拠法となる外国人登録法の廃止に伴い、条例から外国人登録に関する規定を削除します。
(第 2 条第 1 項、第 6 条の 2、第 11 条第 2 項及び第 3 項、第 14 条第 5 号)
- (2) 外国人が印鑑登録する氏名に関して、通称や片仮名による表記は、これまで氏名の一部として実務上取り扱っておりましたが、今回の法改正に伴い、外国人の住民票の記載にならって条例で明確に規定することとします。
(第 5 条第 1 号、第 6 条第 1 項第 3 号、第 14 条第 6 号)

・外国人の印鑑登録が可能な氏名

- ア 氏名（本名）
- イ 通称
- ウ 氏名の片仮名による表記